

令和3年度 林業技士養成研修／資格要件審査の開講について

◎開講に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況に十分に配慮して、皆様の健康・安全確保を最優先に進めてまいります。

I 養成研修

1-1 養成研修のうち「通信研修」（研修期間8月1日～9月30日）につきましてはは予定通り開講します。

1-2 養成研修のうち「スクーリング研修」については、新型コロナウイルス感染軽減のための各種対策を入念に実施しながら、開講する予定です。（各部門共通：令和3年10月現在）。

○研修開講直前や開講後であっても、状況の変化等により、やむを得ず中止・中断する場合があります。

また、安全を確保するため、受講人数に応じてスクーリング研修の形態等を変更する場合があります。

II 資格要件審査

2-1 森林土木部門は、例年通りに審査を行います。

2-2 作業道作設部門は、筆記試験人数の上限を定めます。

以上